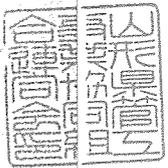




災害時における給排水及び空調設備の応急対策に関する協定書



山形県
山形県管工事業協同組合連合会
一般社団法人山形県空調衛生工事業協会

災害時における給排水及び空調設備の応急対策に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県管工事業協同組合連合会(以下「乙」という。)及び一般社団法人山形県空調衛生工事業協会(以下「丙」という。)は、災害時における県又は市町村の災害拠点施設や避難所等(以下「所管施設等」という。)に係る給排水設備及び空調設備の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、所管施設等の給排水及び空調の建築設備(以下「建築設備等」という。)の機能の確保及び復旧を図るため、甲が乙及び丙に対して行う建築設備等の応急対策業務(以下「業務」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の要請)

第2条 甲は、所管施設等において、甲が必要と認めるとき及び当該市町村から甲に対して業務の要請があったとき、給排水の建築設備に関しては乙に、また、空調の建築設備に関しては丙に対し、「災害応急対策業務要請書」(別記様式第1号)を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭により要請を行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における所管施設等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
- (2) 災害時における建築設備等の応急措置及び応急復旧工事
- (3) その他甲が特に必要と認める業務

(業務の実施)

第4条 乙及び丙は、第2条の規定により甲から業務の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、乙及び丙の組合員に業務を実施させるものとする。

(業務の報告)

第5条 乙及び丙は、業務を実施したときは、その内容を甲に対して報告するものとする。この場合において、第3条第1号に掲げる内容については「災害情報等連絡票」(別記様式第2号)により、同条第2号及び第3号に掲げる内容については「応急対策業務完了報告書」(別記様式第3号)により報告するものとする。

(費用負担)

第6条 業務のうち、第3条第1号に掲げる内容の実施に要する費用については当該業務を実施する乙及び丙の組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる内容の実施に要する費用については甲又は甲が指定する市町村が負担する。

2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する金額は、災害直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙丙協議して定めるものとする。

(事故の補償等)

第7条 業務の実施により、作業員が負傷又は死亡した場合の損害に対する補償については、乙及び丙の責任において行うものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施中に前項に規定する場合が生じたときは、「災害応急対策業務における事故報告書」(別記様式第4号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

(第三者等に対する被害)

第8条 業務の実施により甲又は甲が指定する市町村若しくは第三者に損害を与えた場合の補償は、乙及び丙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲乙丙それぞれ連絡責任者を定め、その名簿を交換するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、その有効期間は、1年間とする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙及び丙から別段の申し出がなされないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

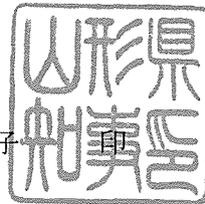
第11条 乙及び丙又は乙及び丙の組合員が、第2条第1項の規定する要請によらず、甲又は甲に要請のあった市町村と別に締結した契約等に基づき業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

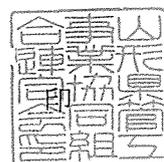
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月9日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村美栄子



乙 山形市南石関57番地の2
山形県管工事業協同組合連合会
会長 鹿野淳一



丙 山形市南石関57番地の2
一般社団法人山形県空調衛生工事業協会
理事長 船橋吾一

